⑻　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。
⑼　手続における交渉の有無　無
⑽　契約書作成の要否　要
⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑿　関連情報を入手するための照会窓口は、上記４⑴に同じ。
⒀　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒁　紙入札方式による参加を希望する場合の手続　紙入札方式による参加を希望する者は、上記４⑶①の期限までに、申請書等とともに紙入札方式参加承諾願（電子入札留意事項様式１）を、上記４⑴に示す場所に持参又は郵送（簡易書留に限る。）により提出し、契約責任者の承諾を得なければならない。
⒂　本件は、電子契約の対象とする。（詳細は入札説明書を参照。）
⒃　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Yoshiharu Shibamura Director General of Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Nishimeihan Expressway Kohriyama South Construction
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 1 February 2012
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 11 : 00 A.M. 29 March 2012 (Tenders submitted by mail : 11 : 00 A.M. 29 March 2012)
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　Contact point for tender documentation : Kazuaki Kimura, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs Dept, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited 1―13, Iwakura Town, Ibaraki City, 567―0871 Japan Tel. 06―6344―9241

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

国有林野事業特別会計に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

なお、平成23年度及び24年度の資格を既に有する者は、本公示に基づく資格審査を改めて受ける必要はない。

平成 24 年１月 11 日

林野庁長官　皆川　芳嗣

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13

１　契約の種類及び業種の区分

［掲載順序　契約の種類：業種の区分］

⑴　建設工事契約：土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事

⑵　測量・建設コンサルタント等契約：測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他

２　申請の時期

⑴　平成24年度４月からの資格付与を希望する者

①　持参する場合　平成24年２月13日から平成24年３月14日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に申請すること。（受付時間は10：00～16：00（12：00～13：00は除く。）とする。）

②　郵送の場合　平成24年２月13日から平成24年３月14日（当日消印有効）までに郵送（書留郵便に限る。）すること。

⑵　上記２⑴①及び②の期限後の申請については、随時受け付けるが、期限経過後に申請した場合、資格付与が希望する入札に間に合わない場合がある。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　当会計所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、林野庁及び各森林管理局のホームページから入手することができる。

⑵　申請書の提出先　林野庁本庁又は森林技術総合研修所の発注に係る競争に参加する資格の審査を受けようとする者は林野庁長官に、森林管理局又は同局が管轄する森林管理署等の発注に係る競争に参加する資格の審査を受けようとする者は当該森林管理局長に、申請書を提出すること。

なお、複数の競争参加資格を得ようとする者は、申請書にその旨を記載した上で本社（店）の所在する森林管理局等に提出すれば足りるので、２以上の申請書を複数の提出先に提出しないこと。

⑶　申請書の提出方法　申請書に次の書類を添付し、別記に掲げる提出場所に提出すること。

①　建設工事契約に係る競争参加資格付与の申請をする場合の添付書類

ア　営業所一覧表

イ　建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）

ウ　工事経歴書

エ　総合評定値通知書の写し

総合評定値通知書は、次のいずれかに該当し、申請日の直近のものとする。

また、経常建設共同企業体にあっては、その構成員全てが、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合審査数値の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあっては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、次のいずれかに統一された総合評定値通知書とする。

なお、下記のｂ及びｃについては、平成24年２月29日までに申請する場合とする。

ａ　建設業法第27条の23第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成22年国土交通省告示第1175号。以下「改正告示」という。）による改正後の総合評定値通知書

ｂ　岩手県、宮城県及び福島県の区域内に主たる営業所を有する者については、改正告示による改正前又は改正後のいずれかの総合評定値通知書

ｃ　ｂの３県以外に主たる営業所を有する者であって、国土交通大臣又は都道府県知事から建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間の満了日を平成24年２月29日に延長することを承認された者については、改正告示による改正前の総合評定値通知書

オ　共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）

カ　納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３、その３の２又はその３の３の写し）

キ　申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後５年未満の場合には、当該事実を証明する書類

ク　グループ経営事項審査又は持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

ケ　行政書士等の代理申請による場合には、同代理申請に係る委任状

②　測量・建設コンサルタント等契約に係る競争参加資格付与の申請をする場合の添付書類

ア　技術者経歴書

イ　営業所一覧表

ウ　登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）若しくはその写し